

## 大津地方裁判所委員会議事概要

### 1 日時

令和4年7月8日（金）午前10時から午前11時45分まで

### 2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

### 3 出席者

（地方裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

北井和子、齊藤壽一、澤友二、高野剛、高橋陽一、富田一彦、中西恭祐、原誠司、堀部亮一

（事務担当者）

瀬戸茂峰、小西圭、室谷嘉彦、西谷俊彦、森谷尚樹、永田一及、丸岡麻子

### 4 議事

#### (1) 委員の紹介

事務担当者から、前回委員会後に任命された大津地方裁判所委員会委員の紹介があった。

#### (2) 委員長の選任

委員の互選により、大津地方裁判所委員会委員長に富田一彦委員を選出した。

#### (3) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえて、裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：刑事裁判における被害者への配慮・保護に関する制度と運用）。

#### (4) 意見交換（テーマ「労働審判手続について」）

事務担当者から、パワーポイントを用いて、労働審判手続の特徴、当庁の係属事件の状況、同手続を支える条件や方策等について説明した。

発言要旨は、別紙のとおりである。

#### (5) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の地裁委員会は、令和5年1月17日（火）午後2時からとし、2時間程度で行う。テーマは「大津地方・家庭裁判所における広報活動について」とし、家庭裁判所委員会との合同開催とする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長：● 委員：○ 事務担当者等：□)

【労働審判手続について】

- 裁判所からの説明で、労働審判手続の具体的なイメージを持てただけか。質問等があればどうぞ。
- テレビ会議、ウェブ会議は、手続のどの段階で行われているのか。
- テレビ会議、ウェブ会議は、労働審判の期日のいずれの段階でも利用可能である。ただし、審理において、当事者から直接お話いただく機会を設けるべき場合もあり、当事者が遠方に居住しているか否かなどの事情も勘案して決めることになる。
- 労働審判手続は、非正規労働者、派遣社員、外国人労働者なども利用することができるのか。また、弁護士費用はどのくらい掛かるのか。手続費用について、何らかの援助する制度はあるのか。
- 労働審判手続は、非正規雇用、派遣社員、外国人労働者なども利用することができるかとの質問については、事務担当者から説明されたい。
- 非正規労働者も労働審判手続を利用することができる。ただ、派遣社員であれば、何を求めるかによって、相手が異なってくる。例えば、派遣先でハラスメントを受けたのであれば、相手は派遣先の会社となり、給与の未払いであれば、相手は派遣会社になるという違いがある。また、外国人労働者も手続は可能ではあるが、相手が外国の会社である場合、日本の裁判所に管轄権があるのかといった問題は、別に生じる可能性がある。
- 弁護士費用等については、弁護士の委員から説明されたい。
- 弁護士費用は自由化されていて一律ではないが、請求する金額や契約によって決まる。資力の乏しい人については、例えば、法テラスの援助制度を利用して分割で支払うことができるが、いずれは自己負担になる。弁護士費用を相手に求めることができるかどうかは、事案によるであろうが、基本的に難しい。
- 弁護士費用を相手に求めることについて、裁判官の委員から説明等はあるか。
- 弁護士費用の支払いまで余儀なくされたとして、会社に損害賠償として弁護士費用も含めて請求することはある。ただ、労働審判手続では、話し合いが中心となってきた際に、弁護士費用の全額の支払いを求めるとなると合意がかなり難しくなる。裁判まで進んだ際に、不法行為を理由とする請求において、弁護士費用の1割程度が損害賠償金として認められる例はあるが、労働審判手続では、各自負担となるのが実情である。
- 労使紛争には、労働局のあっせん、紛争調整委員会、ADRなどの制度があると思うが、行政が管轄する制度との関係はどうなっているのか。例えば、先に行政に審査請求を行っていないと労働審判手続ができないといった順番や条件はあるのか。
- そういった順番や要件はなく、労働審判と他のあっせんやADRとは基本的には並列

した関係性にある。どの手続を行うかは各人の選択であるが、個々の事情にフィットしたものを適切に選択してもらえれば良い。ほとんどの事案は、個別に交渉して、それが上手くいかなかったら労働審判の申立てを行っているように見受けられる。一方、例えば、労災認定がされ、その行政処分の取消しを求めるといえるものであれば、行政事件のルールに従って、行政訴訟の前段階として審査請求を行わないといけないといった関係性になる。

- 労働審判手続に期限はあるのか。例えば、解雇されて数年経ってから起こすということもできるのか。
- 労働審判手続の申立ての期限はないが、例えば、未払いの給料を求める場合、労働債権の消滅時効（2年）があるため、時間が経ってしまうと、時効を主張されて請求する権利そのものを失うということはある。
- 労働審判官、労働審判員はどうやって選んでいるのか。
- 労働審判官は裁判官である。労働審判員は、使用者側としてリストアップされた労働審判員から一人、労働者側としてリストアップされた労働審判員から一人を選び、合計3人で労働審判委員会を構成している。
- 労働審判手続の審判例や調停結果等は、外部の人、一般の人が見られるのか。
- 一般公開はされていない。
- 企業の立場で、昨今、同一労働、同一賃金が言われるようになっているが、それが争点となったような労働審判手続はあるか。
- 全国的な傾向は不明であるが、事務担当者自身で経験した範囲では、同一労働、同一賃金が正面から取り上げられた事案はない。
- 事務担当者から、労働審判手続の具体例を紹介されたい。
- 具体例として、残業代を請求する事案があった。労働審判委員会としては、どの程度時間外労働をしているのか、残業代を定める基準となる単価賃金はどうなるかという権利確定が争点となると考えていた。しかし、第1回期日で審尋を行ったところ、権利確定よりも今日で解決したいとの当事者の要望が強く、第1回期日で合意した。このとおり、早い段階で柔軟な解決が図られることがある。
- 労働審判員の候補者は、どういう団体に推薦依頼しているのか。
- 全国規模で労働関係に関する専門的な知識・経験を有する人材の情報を持っている労使団体、例えば使用者側であれば日本経済団体連合会、労働者側であれば日本労働者組合総連合会から労働審判員の適任者を推薦してもらい、労使団体から推薦された候補者について、各地方裁判所で選考し、その結果に基づいて最高裁判所が任命している。
- 労使団体も、中小企業の団体や組合は様々な規模や特色のものがあり、例えば、中小企業の商工会議所等もあると思われるが、推薦依頼をしているのは、先ほど説明のあった大きな連合会だけか。
- 労働審判員の任命については、全国的な労使団体から推薦をいただき、任命を最高裁判所で行っているため詳細は承知していない。

- 労働審判員の性別について、女性は少ないのか。男女の比率を考慮して選んでいるのか。事件の配てんはどうなっているのか。
- 労働審判員の任命については、任命を最高裁判所で行っているため詳細は承知していないが、大津地裁における労働審判員内の男女比は12名中1名が女性となっている。配てんについては、労働審判員は、それぞれが労使の専門家であることから、基本的には、事案に応じた特別の配てんはしておらず、事件関係者との利害関係の有無を確認のうえ、順次配てんしている。
- 委員会の在り方について、例えば、労働審判廷を見学する、労働審判手続のビデオを視聴するなど、裁判所を利用したことの無い委員もイメージしやすいような説明をしていただければ、もっと建設的な議論ができるのではないか。例えば、広報のテーマなどであれば、誰でも意見等を述べやすいと思われるが、今回のような専門的なテーマの場合は、関連したホームページを印刷して配布するなど、分かりやすい説明をお願いしたい。
- 貴重な御意見として承りたい。労働審判手続について、もっとこうしたら良いといった意見等はないか。
- 弁護士以外の者、例えば、社会保険労務士などを手続の代理人にできないのか。弁護士費用が高いと、せっかく解決金をもらっても手元に残らないことがあるのではないか。
- 許可代理という制度はあるが、弁護士以外の者が本手続の代理行為を適切に行えるかという点と難しいと思われる。
- 当社では、タレコミの意味も含めて、雇い主から賃金をもらえないという相談を受けることがある。当社で紛争解決を行う訳ではないため、法テラスや関連のNPO団体を紹介することがあるが、労働審判手続を検討する場合は、弁護士への相談を案内するのが良いと分かった。弁護士費用は、例えば100万円とか、結構な額が掛かるものなのか。
- 100万円を請求する手続のために100万円を弁護士費用として請求するということは通常ないと思われる。弁護士それぞれで報酬規程を定めており、それに基づいて弁護士費用を説明し、契約書も必ず作成している。費用倒れになる可能性が高いケースなら、手続はやめておくという場合もあると思われる。
- 労使の争いを解決するという意味では、労働審判手続によって、裁判所が近くなったと言える。しかし、コロナ禍で急に職を失う方も増えており、費用倒れになるからと手続を諦めざるを得ない人も増えてくるとと思われる。そういう方への援助制度の仕組みがあれば良い。
- 法テラスでは、例えば、1か月で数千円から1万円程度の返済でよいという形で弁護士費用等を援助してもらえることがある。その返済さえも無理という方であれば、生活保護を受けるべきレベルになると思われ、もし生活保護受給者であれば、返済を猶予してもらえ。このような援助制度はあるが、そもそも広く知られているかという問題がある。
- 私の仕事では、労働審判手続や援助の制度を知らず、そもそも労働契約さえもしているか分からない状態で、低賃金で現場で危険な仕事を任されている若者に接することがあ

る。一方、雇用主にとっても、業務上の危険性を説明しても、従業員になかなか理解してもらえない状態で、それでも辛抱強く雇用し続けてくれている。しかし、結果的に大けがしてしまい、労災は出ても病院代はもらえなかった。今回の説明を聞いて、法改革が進んできていると思ったが、金銭の問題、本人の理解力の問題、社会の支援の問題で、生活そのものが成り立たない者、権利を主張したり援助を受けたりする手段を持たない者も沢山いるということを伝えたい。

- 貴重な御意見として承りたい。
- 労働審判手続は、制度としては、使いやすく迅速簡易に利用できて、素晴らしいと感じた。ただ、制度を知ってもらわないことには始まらない。ホームページには労働審判手続についての動画があるが、例えば、困った人が訪れるところにパンフレットを設置するなど、広報が重要なのではないか。
- パンフレットの設置、配布について、事務担当者から説明してください。
- 今回配布したリーフレットは、管内の支部や簡易裁判所を含めて、裁判所の受付窓口の近くに備え付けており、来庁者は自由に持ち帰ることができるほか、裁判所のホームページからもダウンロードできる。同ホームページでは、労働審判をはじめとする労働紛争解決のための制度の手続案内を掲載しているし、動画をみることもできる。また、滋賀県労働局、大津労働基準監督署等にも配布して、来庁者が手に取れるよう備え付けてもらっている。
- あくまで解雇に関する労働審判手続は、金銭解決をするためのものではないという点は、広報する上でも重要ではないか。本来、復職させるべきか否かが先にあって、それができない事情があるときに金銭解決となるべきであるが、この点、厚生労働省でも議論があると聞いており、先日、新聞でも記事になっていた。お金を払えば解雇できるということではないと思われ、安易にお金で解決するということにならないように気を付けた方がよい。労働審判手続が解雇の金銭解決の制度とならないように注意する必要があると思う。
- 本日は各委員から貴重な御意見をお聴きした。参考にさせていただき、今後の労働審判手続に活かしていきたい。

以 上